

議案第15号

米原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

米原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、マイナンバーの利用範囲が拡大され、同法のマイナンバーの利用および情報連携に係る規定の見直しが行われることにあわせ、関係する条例の規定を改正するため、この案を提出するものである。

## 米原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

米原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年米原市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項」に改める。

### 付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

米原市個人番号の利用に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市の執行機関が行う<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法に定める別表第2が削除されることに伴い、特定個人情報に関する事項を定義として条例に定めることに伴う改正</li> <li>・ 定義の追加に伴う改正</li> <li>・ 定義の追加に伴う改正</li> <li>・ 定義の追加に伴う改正</li> <li>・ 文言整理</li> </ul>

人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

